虚偽宣伝等の禁止について

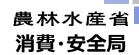
消費·安全局農産安全管理課

令和3年12月1日施行

令和3年7月

農林水産省

原料等に係る虚偽の宣伝等の禁止(改正概要)



- 近年、肥料原料の虚偽表示により、有機農家等に経済被害が生じた事案が発生したこと受け、肥料原料の 虚偽表示に対する規制を強化する必要。
- そこで、肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法について、
 - ① 虚偽の宣伝を禁止する。(第26条第1項)
 - ② 誤解を生じるおそれのある名称を用いることを禁止する。(同条第2項)
- <u>肥料の原料等の詳細情報については、保証票に全て記載するには情報量が多く、別途、チラシやホームページ</u>を用いて宣伝を行うことが一般的であるが、これらの虚偽宣伝についても処罰対象。

虚偽宣伝等の対象の拡大			
新	現行		
対象事項	対象事項		
1. 肥料の主成分 2. 肥料の主成分の含有量 3. 肥料の効果 4. 肥料の原料 5. 肥料の生産の方法(材料や生産工程等)	1. 肥料の主成分の含有量 2. 肥料の主成分の効果		

虚偽の宣伝の具体的な事例

◆ 原料の虚偽表示の例(チラシをイメージ)

有機入り肥料ABC 7-4-3

この肥料1袋の中には次の成分が含まれています。 チッソ 1.40kg リンサン 0.80kg カリ 0.60kg

特長

○ この肥料は、**有機由来100%**の肥料です。

尿素を使用にも関わらず有機由来100%と偽って宣伝

○ この肥料には、**硝酸化成抑制材**を使用しており、 肥料の効き目がよりじつくり栄養を供給する肥料です。

使用していない材料を偽って宣伝

○ この肥料には、<u>苦土及びホウ素を1%</u>含有しており、 窒素リン酸加里以外の栄養を供給します。

含有していない成分や量をを偽って宣伝

原料帳簿

(実際に使用した原材料等について)

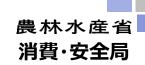
	生産年月日	令和2年4月3日	
	肥料の名称	有機入り肌	巴米4ABC7-4-3
	使用したものの名称	使用量	購入元
	肉骨粉	200kg	何でも商事(株)
	<mark>尿素</mark>	200kg	何でも商事(株)
	副産動植物質肥料	400kg	何でも商事(株)
	なたね油かす及びその粉末	500kg	何でも商事(株)
7	組成均一化促進材(ゼオライト)	200kg	何でも商事(株)
	生産量	1500kg	何でも商事(株)

分析結果

分析項目	測定値	分析法
窒素全量	7. 2%	肥料等試験法
りん酸全量	4. 5%	肥料等試験法
加里全量	4. 0%	肥料等試験法
水溶性苦土	未検出	肥料等試験法
水溶性ほう素	0. 2%	肥料等試験法

根拠に基づいた表示が必要。また、肥料法以外の法令に抵触しないよう留意する必要。

(参考) 改正肥料法に関する情報提供サイト



- 以下のサイトで、改正肥料法の関係法令に関する詳しい情報提供を行っていますので、ご 利用下さい。
 - 肥料の品質の確保等に関する法律
 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torihou.htm
 - 肥料の品質の確保等に関する法律施行令http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1 torirei.htm
 - 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則
 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torikisoku.html
 - 肥料の品質の確保等に関する法律関係告示一覧 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1_kokuji.html